

【議案】

地球温暖化対策の推進に関する法律第26条の規定による地球温暖化対策地域協議会の設置について

協議会は、精華町地球温暖化対策地域協議会設置要綱に基づき、温室効果ガス（CO₂）の排出量を削減するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第26条の規定による地球温暖化対策地域協議会として設置しました。

協議会では住民、事業者、行政等が協働して、関西文化学術研究都市の精華・西木津地区を中心とするけいはんな学研都市における地球温暖化防止に関する様々な取組を展開し、その活動を普及させることにより、環境保全に寄与することを目的としています。

具体的には、京都府のスマートシティ構想における地域の基幹交通としてスマート交通システム（連節バス、バスロケシステム、高機能バス停等）を導入すると共に、EVカーシェア事業やICTの基盤整備に取組み、温室効果ガス（CO₂）削減等、環境に配慮した公共交通網の計画（公共交通利用転換事業計画）策定に向けた協議を行います。

協議会の委員は、「学識経験者、地域住民、関係事業者、関係行政機関の職員、京都府が推薦する者」等で構成し、連節バスの運行開始から5年間（予定）は、協議会で連節バスの運行状況や温室効果ガス（CO₂）の排出量の削減効果等について、事業検証するものです。

《参考資料》

- ・ 精華町地球温暖化対策地域協議会設置要綱
- ・ 精華町地球温暖化対策地域協議会 委員名簿
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）